

# デリバティブ取引

## 1. 取引の状況に関する事項(平成14年3月期)

### (1)取引の内容

当行が取扱しているデリバティブ取引として以下のようなものがあります。  
①先物取引.....債券先物 ②オプション取引.....債券店頭オプション  
③スワップ取引...金利スワップ、通貨スワップ ④先渡取引...為替予約

### (2)取組方針

当行では、取引先の多様なニーズに応えるためにトレーディング(短期的に収益を追求する目的)やヘッジ目的でデリバティブ取引を行っております。債券先物取引によるトレーディング以外は、原則として投機的な取引を行わない方針であります。

### (3)利用目的

金利スワップ取引は固定金利貸出のヘッジ手段として利用しております。通貨スワップ取引は保有する外国通貨債券のヘッジ手段として、また為替先物取引を金利取引に置換えて把握するための資金関連スワップ取引として利用しております。債券店頭オプション取引は、現物取引の補充手段として収益確保を目的として利用しております。債券先物取引は、一定の範囲内で短期的な売買益の獲得をめざすために利用しております。為替予約は、貿易為替取引等に起因する対顧客取引、及びそれをヘッジするインターバンク取引について利用しております。

### (4)リスクの内容

デリバティブ取引に関するリスクは、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスクがあります。市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、契約額や想定元本とは異なり、取引の相手方が契約を履行できなくなった時点で当該取引を市場で複製する場合のコストであります。

### (5)リスク管理体制

リスク管理については、売買権限基準に基づいてポジション枠の管理、損益管理を行い、またロスカットルールの設定によってリスクを一定の範囲内で管理できるように定めております。デリバティブ取引の契約額や想定元本、評価損益等は毎月担当役員を通して取締役会で報告しております。

## 1. 取引の状況に関する事項(平成15年3月期)

### (1)取引の内容

当行が取扱っているデリバティブ取引として以下のようなものがあります。  
①先物取引.....債券先物 ②オプション取引.....債券店頭オプション  
③スワップ取引...金利スワップ、通貨スワップ ④先渡取引...為替予約

### (2)取組方針

当行では、取引先の多様なニーズに応えるためにトレーディング(短期的に収益を追求する目的)やヘッジ目的でデリバティブ取引を行っております。債券先物取引によるトレーディング以外は、原則として投機的な取引を行わない方針であります。

### (3)利用目的

金利スワップ取引は主に当行の所有するローンの将来の金利リスクのヘッジ及び債券の安定した金利確保のためのヘッジ手段として利用しております。通貨スワップ取引は保有する外国通貨債券のヘッジ手段として、また為替先物取引を金利取引に置換えて把握するための資金関連スワップ取引として利用しております。債券店頭オプション取引は、現物取引の補充手段として収益確保を目的として利用しております。債券先物取引は、一定の範囲内で短期的な売買益の獲得をめざすために利用しております。為替予約は、貿易為替取引等に起因する対顧客取引、及びそれをヘッジするインターバンク取引について利用しております。

### (4)リスクの内容

デリバティブ取引に関するリスクは、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスクがあります。市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。信用リスクとは、契約額や想定元本とは異なり、取引の相手方が契約を履行できなくなった時点で当該取引を市場で複製する場合のコストであります。

### (5)リスク管理体制

リスク管理については、売買権限基準に基づいてポジション枠の管理、損益管理を行い、またロスカットルールの設定によってリスクを一定の範囲内で管理できるように定めております。デリバティブ取引の契約額や想定元本、評価損益等は毎月担当役員を通して取締役会で報告しております。

## 2. 取引の時価等に関する事項

### (1)金利関連取引

(単位:百万円)

区分	種類	平成14年3月期				平成15年3月期			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
取引所	金利先物								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	金利オプション								
店頭	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	金利先渡契約								
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	金利スワップ								
	受取固定・支払変動	-	-	-	-	3,000	3,000	5	5
	受取変動・支払固定	352	352	35	35	-	-	-	-
	受取変動・支払変動	-	-	-	-	-	-	-	-
	金利オプション								
その他	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
合計			35	35			5	5	

(注) 1. 平成14年3月期については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しておりますので、評価損益を損益計算書に計上しておりません。  
2. 平成15年3月期については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、平成15年3月期から、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。平成15年3月期における当該金額は、契約額等1,814百万円、時価及び評価損益 10百万円であります。時価の算定は、オプション価格計算モデル等によっております。

## (2) 通貨関連取引

(単位:百万円)

区分	種類	平成14年3月期				平成15年3月期			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-	-	-	-	-
	為替予約	-	-	-	-	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-
売建	-	-	-	-	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計									

(注) 1. 平成14年3月期において時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上すべきものはございません。なお、下記注2の取引は、上記記載から除いております。

2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(注) 1. 平成15年3月期において時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上すべきものはございません。なお、下記注2の取引は、上記記載から除いております。

2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(単位:百万円)

種類	平成14年3月期			平成15年3月期		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
通貨スワップ	12,111	191	191	10,871	40	40

平成14年3月期では、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、期末日に引直しを行い、その損益を損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

平成15年3月期では、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、期末日に引直しを行い、その損益を損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	種類	平成14年3月期		平成15年3月期	
		契約額等	時価	契約額等	時価
取引所	通貨先物	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
店頭	為替予約	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	0	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	

(3) 株式関連取引 [平成14年3月期・平成15年3月期] 該当ありません。

(4) 債券関連取引 [平成14年3月期・平成15年3月期] 該当ありません。

(5) 商品関連取引 [平成14年3月期・平成15年3月期] 該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 [平成14年3月期・平成15年3月期] 該当ありません。